

# —東京地下鉄株式会社—

## 駅改良工事における土留壁に使用する土留仮設鋼材の材料費の積算を適切なものとするよう改善させたもの

低減できた土留仮設鋼材の材料費(支出) 1990万円

---

### 1 工事の概要

東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）は、旅客の安全性の確保及び利便性の向上を目的として出入口の増設等を行ったり、エレベーター等を新設したりなどする駅改良工事を実施している。

これらの工事を実施するため、会社は、仮設の土留壁を設置している。この土留壁に使用する土留仮設鋼材には、工事完了後現場にそのすべて又は一部を存置する埋殺し鋼材と、すべて撤去する引抜き鋼材があり、会社制定の「土木工事積算基準」（以下「積算基準」という。）に基づき、埋殺し鋼材については、新品材料単価を適用して積算し、また、引抜き鋼材については、損料により積算していた。

### 2 検査の結果

平成16年度から19年度までの間に会社が施行した駅改良工事59工事について検査したところ、44工事、工事費総額137億4314万余円（土留工事費7億8766万余円）において、次のような事態が見受けられた。

会社は、上記の44工事について、積算基準に基づき埋殺し鋼材については新品材料単価に、また、引抜き鋼材については損料を用いて決定した単価に、それぞれの鋼材使用重量を乗ずるなどして土留仮設鋼材に係る材料費を1億7701万余円と積算していた。

しかし、会社は、埋殺し鋼材については、特段新品材料の使用を指定しておらず、また、強度上の問題もないことから、新品より安価な中古品の土留仮設鋼材の使用を認めており、土留仮設鋼材の新品材料単価を一定程度低減して積算するべきであると認められた。

現に、埋殺し鋼材に中古品を使用している駅改良工事が見受けられ、また、会社の地下鉄建設工事の積算に当たっては、国土交通省制定の「土木工事標準積算基準書」（以下「国交省積算基準」という。）に準じて土留仮設鋼材の新品材料単価を10%低減していた。

また、引抜き鋼材については、賃貸業者の貸出しを受けて使用するのが一般的であり、その積算

に当たっては、賃料によるべきであると認められた。

現に、国交省積算基準によれば、引抜き鋼材の積算は賃料で行うこととしてしており、また、会社の地下鉄建設工事の積算に当たって賃料により積算している工事が見受けられた。

本件について、埋殺し鋼材の積算については、土留仮設鋼材の新品材料単価を 10 %低減させることとし、引抜き鋼材の積算については、賃料により積算することとして、修正計算すると、土留仮設鋼材の材料費の積算額は約 1990 万円低減できたと認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

本院の指摘に基づき、会社は、20 年 9 月に、土留仮設鋼材の材料費の積算に当たって、埋殺し鋼材については新品材料単価を 10 %低減させることとし、また、引抜き鋼材については賃料によることとするよう積算基準を改正して、同年 10 月以降契約する工事から適用することとする処置を講じた。